

## 旭川市社会福祉施設等における事故発生時の報告事務取扱要領

### 1 目的

この要領は、老人福祉法、介護保険法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づく施設及び事業所（以下「社会福祉施設等」という。）において、入所者又は利用者（以下「入所者等」という。）に対するサービス提供中の事故、法人及び役員による不法行為、虐待等（以下「事故等」という。）が発生した場合の社会福祉施設等の事業者から市への報告の取扱いを定め、事故等発生時において適切かつ迅速な対応を図るとともに、事故等の発生要因や再発防止策の実効性を検証し、入所者等に対するサービスの質の向上及び社会福祉施設等の運営の適正化を図ることを目的とする。

### 2 対象施設及び事業所

旭川市が所管する社会福祉施設等とする。

### 3 報告の範囲等

社会福祉施設等の事業者は、次の各号に掲げる事故等が発生したときは、当該各号に定める期限までに市長に対して報告しなければならない。なお、サービス提供中の事故については、送迎又は通院等の対応期間を含み、事業者の過失の有無を問わないものとする。

(1) 次のアからキまでのいずれかに掲げる事故等 事故等の発生後又は発覚後直ちに

- ア 入所者等の死亡事故
- イ 役員及び職員の不法行為（預り金着服・横領等）
- ウ 入所者等に対する虐待（疑いを含む。）
- エ 入所者等の不法行為
- オ 入所者等の失踪又は行方不明であって捜索願を出したもの
- カ 火災であって消防機関に出動を要請したもの
- キ その他の事項（入所者等の間での傷害事案等）
- ク アからキ以外の事項で報道機関等に報道された事案又は報道される可能性のある事案

(2) 上記（1）以外の事故等 事故発生後又は事故発覚後30日以内

- ア 入所者等の骨折、打撲又は裂傷等で、医療機関への入院又は継続した通院を要したもの
- イ 入所者等の誤薬
- ウ 入所者等の誤飲、誤食又は誤嚥（軽微な場合を除く）
- エ 入所者等の無断外出（見つかった場合に限る。）
- オ 入所者等が病気により死亡した場合で、死因等に疑義があるなどの理由により警察機関の調査が入ったもの（事件性が無いと判断されたものも含む）
- カ 入所者等の交通事故等その他報告が必要と認められるもの

### 4 報告の方法

(1) 3（1）に掲げる事故報告は直ちに口頭等により行うものとし、その後、事故等発生状況報告書様式（以下「報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて事故等の発生後7日以内に提出するものとする。

- ア ケアプラン、支援計画及びアセスメント表等入所者等の状況がわかるもの
- イ 事故発生時の現場見取り図
- ウ 法人内部及び施設等において事故の対応を協議した会議録
- エ 食事に関する事故等については入所者等の栄養計画

オ その他必要と認められる書類

(2) 3 (2) に掲げる報告は、報告書を提出することにより行うものとする。

(3) 上記 (1) 及び (2) の報告書について、社会福祉施設等の事業者が任意の様式で作成しているときは、報告書の内容を満たしていると認めるときに限り報告書とみなすことができる。

## 5 その他

市長は、報告書の提出後において、事故等の対応に関し、法人内部で協議した役員会の議事録や会議資料等の関係書類を確認することがある。

附 則

この要領は平成24年8月16日から施行する。

附 則

この要領は平成28年6月7日から施行する。